

平成 2 5 年 6 月

第 2 回徳島市議会定例会議案

(条例議案 3)

新町西再開発事業に関する徳島市住民投票条例制定議案

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定により，新町西再開発事業に関する徳島市住民投票条例の制定の請求を平成25年6月7日に受理したので，同条第3項の規定により，次のとおり意見を付けてこれを付議する。

平成25年6月24日提出

徳島市長 原 秀 樹

新町西再開発事業に関する徳島市住民投票条例

（目的）

第1条 この条例は，新町西再開発事業について市民の賛否の意思を明らかとし，もって徳島市新町西再開発事業に市民の意見を反映させることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「新町西再開発事業」とは，徳島市西船場1丁目，新町橋1丁目及び2丁目，西新町1丁目，並びに西大工町1丁目の各一部，施工区域面積約1.8[㍊]に音楽・芸術ホールを核とする再開発事業をいう。

（住民投票）

第3条 第1条の目的を達成するため，新町西再開発事業に対する賛否について，市民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。

2 住民投票は，市民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

（住民投票の執行とその措置）

第4条 住民投票は，市長が執行する。

2 市長は，住民投票における有効投票の賛否いずれか過半数の結果を尊重し，

新町西再開発事業に市民の意見が反映されるように努めなければならない。

(情報公開)

第5条 市長は、住民投票の実施に際し、新町西再開発事業について市民が賛否の判断をするのに必要な情報の公開に努めなければならない。

(住民投票の実施)

第6条 住民投票は、この条例の施行の日から6月以内に実施するものとする。

(住民投票の期日)

第7条 住民投票の期日(以下「投票日」という。)は、市長が定める日曜日とし、投票日の10日前までにこれを告示しなければならない。

(投票資格者)

第8条 住民投票における投票の資格を有する者(以下「投票資格者」という。)は、前条に規定する告示の日において本市の選挙人名簿(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第19条に規定する名簿をいう。以下同じ。)に登録されている者及び告示の日の前日において選挙人名簿に登録される資格を有する者とする。

(投票資格者名簿)

第9条 市長は、投票資格者について、新町西再開発事業に関する住民投票資格者名簿(以下「投票資格者名簿」という。)を作成しなければならない。

(投票所における投票)

第10条 投票資格者は、自ら住民投票を行う場所(以下「投票所」という。)に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票しなければならない。

(投票の方式)

第11条 住民投票は、秘密投票とする。

2 投票は、一人1票とする。

3 投票資格者は、新町西再開発事業について賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは投票用紙の反対欄に、自ら の記号を記載し、投票箱に入れなければならない。

(投票の効力の決定)

第12条 投票の効力の決定に際しては、次条の規定に反しない限りにおいて、投票した者の意思が明白であれば、その投票を有効とする。

(無効投票)

第13条 住民投票において、次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

所定の投票用紙を用いないもの

の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの

の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれに記載したのか判別し

難いもの

(投票及び開票)

第14条 投票所、投票時間、投票立会人、代理投票、期日前投票その他住民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)及び公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)の例による。

(結果の告示等)

第15条 市長は、住民投票の結果が判明したときは、速やかにこれを告示するとともに、市議会議長に通知しなければならない。

(投票運動)

第16条 住民投票に関する運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等により市民の自由な意思が制約され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

意 見

地方自治法第74条第1項の規定に基づく新町西再開発事業に関する徳島市住民投票条例の制定の請求に対する同条第3項の意見は、次のとおりであります。

現在、再開発事業が進められております新町西地区は、JR徳島駅から眉山や阿波おどり会館を結ぶ本市シンボルゾーンと新町川とが交わる、本市中心市街地の中でもとりわけ重要な地区となっております。

しかしながら、近年、郊外への大規模集客施設の進出や消費動向の変化などにより人の流れが減少し、空き店舗や空きスペースを利用した駐車場が目立つなど、非常に厳しい状況にあると認識しております。

「県都の顔」である中心市街地を再生させるためには、既存の商業施設や観光施設などとも連携した新たな文化を創出することにより、まちなかの魅力向上を図り、文化の香りと活力にあふれた“とくしまらしい”まちづくりを行っていくことが、今まさに求められております。

一方、本市では、これまで老朽化してきた文化センターに代わる新たなホールの整備について検討してまいりましたが、現地での建替や現施設の改修による機能向上は敷地形状等から困難であること、また、新ホールを単独で旧動物園跡地に建設するよりも、公共交通の利便性の高い新町西地区で再開発事業と

一体に整備することが、周辺の既存施設をより一層活用できるとともに、様々な施設や事業と連携することで新たな賑わいを生むことが期待できるなど、最も効果的・効率的であると考えております。

私は、この事業を推進することで、第4次徳島市総合計画の将来像「心おどる水都・とくしま」の象徴となる中心市街地の再生を図り、市民の皆様には芸術文化などを通して、心の豊かさを実感していただけるエリアを創造するとともに、地震などの大規模災害時には、来場者はもとより、地域の皆様や帰宅が困難になった方々も安心して一時的に避難できる場所としての防災機能を併せ持った施設をつくりたいと考えております。

再開発事業につきましては、平成23年5月に地元推進組織からの事業構想案の提出を受け、その内容が、本市中心市街地の再生に資するものであり、また、本市のまちづくりの方向性とも合致することから、その後、地元準備組合と協議を進め、平成23年9月からは、都市計画決定に至る手続きの中で、広報紙やホームページなどによる情報提供を行うとともに、地元権利者や周辺住民の皆様への説明会などを開催してまいりました。

昨年5月に開催した市民説明会には、私自身も出席し、多くの皆様からこの状況を何とかしてほしい、新町西に新ホールを早くつくってほしい等をはじめとする、市民の皆様の様々な御意見を直接お聞きするとともに、私の事業にかける思いもお伝えいたしました。

その後、公聴会や都市計画案の公告・縦覧などを実施いたしました。この縦覧期間には、1万7千通を超える御意見をいただき、賛成意見が反対意見を上回る状況でありました。

その後、同案は、徳島市都市計画審議会でも賛成多数で承認され、昨年11月に都市計画決定を行ったところです。

新ホールにつきましては、市民の皆様には愛され・親しまれる芸術文化の創造

拠点施設となるよう、これまで利用者や専門家による市民会議を設置し検討を進めてまいりました。現在も管理運営計画の策定に向けて委員の皆様から御意見をお伺いしているところでございます。

事業の施行者である地元準備組合におかれましても、現地に組合事務所を開設し、地元権利者を対象とした説明会や勉強会などの開催のほか、個別訪問を通じて誠意を持って対応されているところです。

このように、市民の皆様の御理解・御支援をいただきながら、市と地元が連携して事業推進にあたっており、私自ら先頭に立ち、やり遂げる決意であります。

このたびの条例制定を求める直接請求は、新町西地区市街地再開発事業に対する住民投票の実施を求めるものでありますが、住民投票は、「一の地方公共団体にのみに適用される特別法の制定」の場合など、現行法制度上においても、実施が規定されている直接民主制の一形態であるといえます。

しかし、申し上げるまでもなく、我が国の地方自治制度の基本的仕組みは、住民が直接選挙によって選出した議会と長による代表民主制であり、住民投票を含む直接民主制はこれを補完するものと認識しております。

住民投票の実施につきましては、この点を踏まえて必要性の判断をすべきものと考えます。

新町西地区市街地再開発事業につきましては、平成20年と平成24年に実施されました2度の市長選挙においても争点となり、一貫して事業を推進するとした私の主張について、市民の皆様からの御理解・御支援を得て当選させていただきました。

また一方で、市民を代表する本市議会におかれましても、事業計画や進捗状況の説明に対し様々な議論が交わされ、再開発事業につきましては平成24年6月補正予算で、新ホールにつきましては平成24年12月補正予算において、

それぞれ予算案の議決をいただいたところであります。

このように、新町西地区市街地再開発事業は多くの住民や市民の御参加をいただき、一定の手続きにより事業を進め、その権限と責任を有する機関において決定されたものであります。

私は、事業の実施を公約とした2度の市長選挙における市民との約束、また、一連の手続きや都市計画審議会、市議会での活発な議論の状況等を考慮すると、改めて事業の是非を問う住民投票の必要はないものと考えます。

この新町西地区市街地再開発事業につきましては、本市の将来に欠かすことのできない事業であり、多くの市民の皆様への熱い思いに応えるためにも、地元準備組合の皆様と協力し、多くの市民の皆様への御意見を計画に反映させることはもちろん、より一層、市民の皆様への御理解が得られるよう最大限の努力を払い、全力で事業を推進してまいりたいと考えております。